

指定居宅介護支援

重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な居宅介護支援を提供することにより、要介護状態の維持、改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業者の内容

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号及び提供地域

事業所名： ささづ苑居宅介護支援センター
所在地： 富山県富山市下夕林 237 番地
介護保険指定番号： 居宅介護支援 富山市 1671500237
通常の事業実施地域： 旧大沢野町、旧細入村の富山市地域

(2) 事業所の従業者体制

	職務内容	常勤	非常勤	合計	備考
1. 管理者	管理全般	(1)	0	(1)	介護支援専門員兼務
2. 介護支援専門員	ケアマネージャー	4	1	5	

※指定居宅介護支援の介護支援専門員 1 名が担当する 1 か月の利用者数（指定介護予防事業者から受託して行う利用者を含む）は 45 名未満が当事業所の指定基準となります。

※身分証の携帯・・・介護支援専門員は、常に身分証を携帯し、利用者等から提示を求められた場合には、これを提示します。

(3) 営業日と営業時間

1. 営業日	月曜日～金曜日 (祝祭日・日曜日・土曜日・年末年始の 12 月 30 日～1 月 3 日を除く)
2. 営業時間	8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0

※ 緊急時の場合は、各介護支援専門員が常に携帯電話持参して 24 時間常時連絡できる体制を取っております。

3. サービスの内容

- (1) 居宅サービス計画の作成
- (2) 居宅サービス事業者との連絡調整
- (3) サービス実施状況の評価
- (4) 利用者状態の把握
- (5) 給付管理
- (6) 要介護認定申請に対する協力・援助
- (7) 相談業務

※ 利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。

※ 利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

※ 入院時には医療機関と退院支援の為に連携をとらせていただく為、担当ケアマネージャーの事業所、氏名等を入院先医療機関にお伝えください。

※利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療系サービスの利用を希望された場合、利用者の同意を得て主治医の意見を求め、主治医に居宅サービス計画書を交付いたします。

4. ケアマネジメントの公正中立性について

ケアマネジメントの公正中立の確保を図る観点から、以下について説明を行っています。

- ・前6ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合。
 - ・前6ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの同一事業所によって提供されたものの割合。
- ※ 別紙参照

5. 利用料金

(1) 基本料金

要介護認定を受けた方は、介護保険から全額給付されるため、自己負担はありません。

- ※ 利用者の保険料滞納のため、法定代理受領ができなくなった場合、要介護度に応じて下記の金額(1ヵ月当たり)いただき、「サービス提供証明書」を発行いたします。後日、富山市の窓口提出することで、全額払い戻しを受けられます。

居宅介護支援費	1ヵ月当りの利用料金(介護度別)		
	要介護1又は2	1ヵ月につき	10,760円
	要介護3、4又は5	1ヵ月につき	13,980円

(2) 加算利用金等

項目	発生基準	加算料金
① 初回加算	初回のみ	3,000円
② 特定事業所加算(I)	1ヵ月につき	5,050円
③ 特定事業所加算(II)	1ヵ月につき	4,070円
④ 特定事業所加算(III)	1ヵ月につき	3,090円
⑤ 特定事業所加算(A)	1ヵ月につき	1,000円
⑥ 入院時情報提供加算(I)	1回につき	2,000円
⑦ 入院時情報提供加算(II)	1回につき	1,000円
⑧ 退院・退所加算	カンファレンス	
連携1回	無・有	4,500円/6,000円
連携2回	無・有	6,000円/7,500円
連携3回	無・有	算定無 / 9,000円
⑨ 通院時情報連携加算	1ヵ月に1回のみ	500円
⑩ ターミナルケアマネジメント加算	1ヵ月につき	4,000円
⑪ 緊急時等居宅カンファレンス加算	1回につき	2,000円
⑫ 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算※	1ヵ月につき	利用料金の5%

- ※ 通常の事業実施地域以外に居住している利用者サービスを提供した場合、相応の移動費用が必要となりますので、利用料金の5%をお願いします。

※富山市は地域区分が「7級地」であるため、利用料は上記の料金に1.021円を乗じた金額になります。

6. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき、従業者等の訓練を行います。

7. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関との連絡等必要な措置を講じます。

8. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

9. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。また、退職後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

10. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のための業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

11. 苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用相談窓口	社会福祉法人宣長康久会 山本 博之(理事)
苦情解決責任者	社会福祉法人宣長康久会 古柴 政美(理事)
ご利用時間	[受付] 月曜日～金曜日：9:00～17:00
ご利用方法	[電話] 076-467-1000

※公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

富山県福祉サービス運営適正化委員会 (富山市社会福祉協議会内)	[住所] 富山市安住町5番21号 [電話] 076-432-6157 [受付] 月～金：9:00～16:00
富山県国民健康保険団体連合会 介護保険課	[住所] 富山市下野字豆田995番地3 [電話] 076-431-9833 [受付] 月～金：9:00～17:00
富山市役所介護保険課	[住所] 富山市新桜町7番38号 [電話] 076-443-2041 [受付] 月～金：8:30～17:15
富山市大沢野行政サービスセンター	[住所] 富山市高内333番地 [電話] 076-467-5088 [受付] 月～金：8:30～17:15

※苦情処理第三者委員は、中立的な立場で受付と相談に応じていただけます。

西野満男	[住所] 富山市高内140番地	[電話] 076-467-2925
石黒和子	[住所] 富山市上大久保880番地	[電話] 076-467-1449

12. 損害賠償について

当事業所において、施設の責任によりご利用様に生じた損害については、施設は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご利用様の故意又は過失が認められた場合には、ご利用様の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められる場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

令和 年 月 日

居宅介護支援の開始に当り、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明交付しました。

【事業者】 所在地 富山市下夕林 141 番地
法人名 社会福祉法人宣長康久会
理 事 古 柴 政 美

事業名 ささづ苑居宅介護支援センター
(指定番号 1671500237)
管理者 城 畑 鉄 雄

説明者 介護支援専門員
氏 名

令和 年 月 日

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定居宅介護支援について重要事項説明を受け同意しました。

また、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう居宅介護支援事業者に求めることができること、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができることについて説明を受け同意しました。

【利用者】 住 所.....

氏 名.....

【家族代表（代理人）】

住 所.....

氏 名.....

続柄()